

2011年5月12日 新聞切り抜き情報（年金関連）

●読売新聞

東電、賠償策支援条件6項目を受け入れ

東京電力は11日、東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償策で、政府が支援の前提として示した6項目の「確認事項」を受け入れると海江田経済産業相に回答した。

これにより、6月をメドに創設する「原発賠償機構（仮称）」を柱とする賠償策の枠組みが、一兩日中にも決まる見通しとなった。

受け入れに伴い東電は、希望退職の募集や企業年金削減の検討、顧問制度の廃止などの新たなリストラ策を、11日午後にも表明する。

年金の削減対象は、現役社員と退職者向けの確定給付年金で、東電が将来の支払いを見込む退職金や年金などの連結退職給付債務は毎年1兆円前後で推移している。現在20人以上いる顧問は今年度中に順次辞任し、顧問制度自体も廃止する。（2011年5月11日14時31分 読売新聞）

●時事通信

東電、年金削減へ＝退職者の負担も検討－原発賠償で資金確保

東京電力が福島第1原発事故の損害賠償資金を確保するため、企業年金の削減措置を検討していることが10日、明らかになった。東電は既に一般社員の年収2割削減などのリストラを決めているが、政府からの賠償支援を得るには一層のコスト削減が必要と判断。過去に原発推進を担った退職者にも応分の負担を求めたい考えだ。

削減の検討対象は現役社員と退職者向けの確定給付年金。東電が将来の支払いを見込む退職金や年金などの連結退職給付債務は毎年1兆円前後で推移しており、債券などで運用している年金資産6000億円と、毎年度計上する引当金でほぼ全額を賄う形となっている。

関係者の試算では、仮に確定給付年金の支給水準を1割引き下げた場合、最大1000億円の資産を取り崩せる上、退職給付制度の維持に要するコストも年間100億円程度カットできる。

ただ、給付削減には本体の社員3万6000人と1万人を超える退職者の各3分の2以上の同意が不可欠。東電は実現可能な削減規模や手法について検討を進める。（2011/05/10-18:14）

●日経新聞

年金支給年齢上げで定年65歳を提言 厚労省検討会 2011/5/9 20:23

厚生労働省は9日、有識者による高齢者雇用の研究会を開き、法律で決めた定年を60歳から65歳に引き上げる提言を盛り込んだ報告書の素案をまとめた。厚生年金の支給開始年齢が引き上げられることに伴い、希望者は60歳を超えても全員引き続き会社で働けるようにするのが狙いだ。

研究会は学者で構成していて、6月にも報告書をまとめる。これを受けて厚労省は今秋以降に労働政策審議会で労使双方の意見を聞く。定年延長は人件費の増加などで企業側から反発が予想されるほか、若年雇用に悪影響が出る可能性もある。厚労省は早ければ来年の国会に高年齢者雇用安定法の改正案を出し、2013年度にも新制度を導入する考えだが、難航する可能性が大きい。

現在の法律では定年は60歳以上としなければならない、さらに65歳までは再雇用などで働ける制度を導入しないと
いけない。ただ労使協定を結べば継続的に雇う高齢者に「勤務評定が一定以上」などの条件を付けられる。10年6
月の時点で「希望者が皆65歳までか、それ以上まで働ける企業」は46.2%にとどまるなど、高齢者の雇用拡大は進
んでいない。

一方で、厚生年金の支給開始年齢は現在、男女ともに定額部分の引き上げが進んでおり、さらに男性は13年度以
降、女性は18年度以降、報酬比例部分も段階的に60歳から65歳に上がる。平均的な報酬が月36万円などと仮定し
て計算すると、受け取れる年金の定額部分は月額約6万5千円、報酬比例部分は同10万円ほどになる。仮に60歳以
降も会社で働けないと、給与も年金も受け取れない高齢者が今後出てくる。

研究会では、希望者全員が65歳まで企業で働ける社会を目指すべきだと強調。(1)厚生年金の定額部分で支給開
始年齢が65歳に引き上げられる13年度に定年を65歳にする(2)定年の年齢を年金の報酬比例部分の引き上げに沿っ
て段階的に65歳に上げる—などの素案を示した。仮に定年を引き上げない場合も、希望者は全員65歳まで働ける
ような制度をつくるべきだとの考え方を示した。

●毎日新聞

高齢者雇用：「65歳定年」要請へ 継続雇用違反、企業公表も――厚労省研究会

厚生労働省の「今後の高齢者雇用に関する研究会」（座長・清家篤慶応義塾塾長）は9日、法改正により
定年年齢を今の60歳から65歳へ引き上げることを検討すべきだとする報告書の素案を大筋了承した。6
5歳までの雇用を確保する「継続雇用制度」を守っていない企業名の公表など、規制強化を求めている。同
研究会は6月に報告書をまとめる予定で、同省は報告書を厚労相の諮問機関、労働政策審議会に諮り、高年
齢者雇用安定法の改正を目指す。

同研究会が定年年齢を65歳に引き上げるよう求めるのは、かつて60歳だった年金支給開始年齢が段階
的に65歳へと引き上げられているためだ。男性の場合、13年度から基礎年金に相当する「定額部分」が
全面的に65歳支給となり、「報酬比例部分」の支給開始年齢も引き上げが始まる。そこで素案では、定年年
齢について▽13年度に65歳へ引き上げる▽年金の報酬比例部分の引き上げに合わせ、13年度から段階
的に引き上げる—の2案を示した。

一方、素案は経済界などの反発を織り込み、定年延長ができない場合も想定している。現行の継続雇用制
度は、再雇用などで希望者全員の65歳までの働く場確保を義務づけているが、労使協議で基準を設け、対
象者を絞ることができるなどの「抜け穴」もあるため、基準制度の廃止や違法企業名の公表を検討するよう
求めている。

厚労省の調査（10年6月）では、全企業の96.6%が65歳までの雇用確保策を導入しているが、う
ち83.3%は継続雇用制度で対応している。【鈴木直】毎日新聞 2011年5月10日 東京朝刊